

仕様書

1 件名 令和8年度非接触体温計外の購入

2 目的

九州農政局職員が業務の遂行に当たり必要な物品について調達する。

3 納入場所及び検査場所

別紙「令和8年度非接触体温計外の購入品目及び予定数量等一覧表」（以下、別紙という）のとおり

4 履行期限

令和8年8月31日（月）

5 品目、規格及び数量

(1) 別紙のとおり

(2) 別紙の「同等品の可否」欄に「可」と表示された品目については、仕様書に示す参考商品以外で仕様を満たす商品を同等品として見積りし、納品することができる。この場合、見積依頼公告の定めるところにより、見積書の提出前に、同等品が仕様を満たすことを証明するカタログ等の書面を発注者に提出すること。

(3) 包装、梱包及び納入場所までの運送に必要な費用は、代金に含まれることとする。

6 納品及び支払い

(1) 納品の際は、会計課担当者と打合せの上で指示に従うものとし、特に指示があった品目については、使用可能な状態に組み立て・調整した上で納品すること。

(2) 納入する商品は、新品未使用であること。

(3) 納入の際、庁舎等に損傷を与えた場合は、責任をもって現状復旧を行うこと。また、納入に伴い発生した不要な梱包材等についても責任をもって処分すること。

(4) 納入の際は、納入場所ごとに納品書を提出すること。

(5) 納入完了後に、検査職員による検査を、納品書を受領した日から10日以内に行う。なお、検査の結果、本調達品に不具合を発見した場合は、受注者は速やかに対応するものとする。

(6) 受注者は、検査職員が行うすべての検査に合格した場合、発注者に契約代金を請求できるものとし、発注者は受注者が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求額を受注者に支払うものとする。

ただし、受領した受注者の支払請求書が不相当のため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受領した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

7 環境への配慮

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

ウ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

(2) 環境配慮に関する特記事項

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と協議すること。

9 注意事項

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定）については環境省のホームページを参照されたい。（「グリーン購入法」で検索可能）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

